

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 26 日 (火) 第 501 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○生産事業者の登録の失効	(森林経営課取扱い)	1
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	1
○私立学校の廃止の認可	(子育て支援課取扱い)	2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	(水産振興課取扱い)	2
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い)	2
○基本測量の実施 (4件)	(監理課取扱い)	3
○公共測量の実施 (3件)	(監理課取扱い)	4
○公共測量の終了 (3件)	(監理課取扱い)	4
○公有水面の埋立ての免許	(港湾空港課取扱い)	5
○公有水面の埋立ての承認	(港湾空港課取扱い)	8
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	(大隅地域振興局取扱い)	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い)	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	(大隅地域振興局取扱い)	9
公 告		
○一般競争入札公告	(デジタル推進課取扱い)	10
○環境影響評価法に基づく環境影響評価書の作成及び縦覧	(港湾空港課取扱い)	12
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	13
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	13

告 示

鹿児島県告示第236号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録を令和6年2月29日に失効した。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5419号	平山 勇二 出水市大野原町1472番地 2	種穂の採取 幼苗の育成	平山農園 出水市大野原町1472番地 2

鹿児島県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
西之表市安城字番屋106番5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第238号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
国分愛の園幼稚園	霧島市国分中央二丁目2番2号	学校法人 鹿児島敬 愛学園	令和6年 3月13日	令和6年 3月31日

鹿児島県告示第239号

肝属郡肝付町南方22番地2 内之浦漁業協同組合代表理事組合長柳川良則及び肝属郡肝付町南方136番地2 有限会社昌徳丸代表取締役柳川哲郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して行う漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島県告示第240号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島 県肥第	令和12年 4月12日	配合肥料	イキイキ 配合	窒素全量 3.5 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及	株式会社 シゼン	曾於市財 部町下財

1293号				内く溶性りん酸 3.0 加里全量 4.0 内く溶性加里 3.0 内水溶性加里 2.0 く溶性苦土 1.0	びその他の制限事項は公定規格のとおり		部1611番地 2
鹿児島県肥第1294号	令和12年4月12日	配合肥料	ミネラル配合油粕	窒素全量 2.5 りん酸全量 7.0 内く溶性りん酸 6.0 加里全量 8.0 内く溶性加里 7.5 内水溶性加里 5.0 く溶性苦土 2.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 シゼン	曾於市財部町下財部1611番地 2

鹿児島県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 2 作業の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，宇検村，瀬戸内町，喜界町，天城町，和泊町及び与論町

鹿児島県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業の期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市

鹿児島県告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
- 2 作業の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，枕崎市，指宿市，薩摩川内市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び始良市

鹿児島県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業の期間 令和 6 年 2 月 22 日から同年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 2 月 29 日から同年 3 月 25 日まで
- 3 作業の地域 湧水町木場地内

鹿児島県告示第247号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 3 月 11 日から同年 5 月 24 日まで
- 3 作業の地域 霧島市国分広瀬

鹿児島県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 5 年 10 月 10 日鹿児島県告示第763号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 2 月 27 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 5 年 10 月 10 日鹿児島県告示第764号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 2 月 27 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 250 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州森林管理局長から令和5年12月22日鹿児島県告示第944号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月15日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 251 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 6 年 3 月 26 日

西之表港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 免許年月日

令和 6 年 3 月 14 日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

西之表市西之表字春日6972番5，同市西之表字洲之崎6861番2，同市西之表字中島6816番49，同市西之表字中島6816番49から同市西之表字鉄砲場6719番7に至る土地に接する国有海浜地並びに同市西之表字鉄砲場6719番7及び6719番8の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（D. L. +2.17メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西之表市西之表字鉄砲場6716番2の国土地理院測候所四等三角点（北緯30度44分21秒3158，東経130度59分30秒1301）（以下「基点」という。）から177度11分18秒434.44メートルの地点

②の地点 ①の地点から291度01分22秒6.39メートルの地点

③の地点 ②の地点から294度03分42秒6.39メートルの地点

④の地点 ③の地点から297度06分03秒6.39メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から300度08分23秒6.39メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から303度10分43秒6.39メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から271度53分25秒16.28メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から1度53分26秒0.20メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から271度53分25秒100.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から181度53分25秒41.20メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から271度53分25秒99.80メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から1度53分25秒20.20メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から91度53分25秒2.80メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から1度53分25秒30.00メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から91度53分25秒17.00メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から1度53分25秒49.80メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から271度53分25秒197.00メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から1度53分25秒10.20メートルの地点

⑳の地点 ⑱の地点から271度53分25秒3.00メートルの地点

- ⑳の地点 ⑒の地点から 1 度 53 分 25 秒 93.80 メートルの地点
 ㉑の地点 ⑳の地点から 91 度 53 分 25 秒 157.45 メートルの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から 359 度 35 分 29 秒 5.38 メートルの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から 3 度 22 分 03 秒 0.90 メートルの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から 1 度 53 分 25 秒 165.87 メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から 3 度 39 分 48 秒 6.19 メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から 7 度 12 分 34 秒 6.19 メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から 10 度 45 分 20 秒 6.19 メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から 14 度 18 分 06 秒 6.19 メートルの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から 17 度 50 分 52 秒 6.19 メートルの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から 21 度 23 分 38 秒 6.19 メートルの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から 24 度 56 分 24 秒 6.19 メートルの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から 28 度 29 分 09 秒 6.19 メートルの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から 32 度 01 分 55 秒 6.19 メートルの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から 38 度 49 分 46 秒 17.52 メートルの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から 45 度 34 分 29 秒 6.01 メートルの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から 49 度 00 分 59 秒 6.01 メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から 50 度 44 分 15 秒 28.62 メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から 1 度 53 分 25 秒 83.74 メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から 91 度 53 分 25 秒 19.14 メートルの地点

(3) 面積

51,504.57 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西之表市西町 49 番 7, 同市西町 49 番 5, 同市西町 49 番 1, 同市西町 6972 番 11 及び同市西町 6972 番 1 の地先公有水面, 同市西之表字春日 6972 番 5, 同市西之表字洲之崎 6861 番 2 及び同市西之表字中島 6816 番 49 の地内並びに同地先公有水面並びに同市西之表字中島 6816 番 49 から同市西之表字鉄砲場 6719 番 7 に至る土地に接する国有海浜地並びに同市西之表字鉄砲場 6719 番 7 及び 6719 番 8 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち㉟の地点から㊴の地点までを順次結んだ線, ㊴の地点と㊵の地点を結ぶ令和 5 年の春分の満潮位 (D. L. +2.17 メートル) における公有水面と陸地との境界線, ㊵の地点から㊶の地点までを順次結んだ線及び㉟の地点と㊶の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉟の地点 基点から 174 度 40 分 26 秒 493.41 メートルの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から 233 度 41 分 24 秒 11.94 メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から 211 度 32 分 53 秒 91.92 メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から 201 度 36 分 06 秒 18.23 メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から 194 度 00 分 04 秒 20.56 メートルの地点
 ㊵の地点 ㊴の地点から 190 度 18 分 34 秒 6.58 メートルの地点
 ㊶の地点 ㊵の地点から 198 度 46 分 54 秒 3.14 メートルの地点
 ㊷の地点 ㊶の地点から 190 度 42 分 58 秒 3.98 メートルの地点
 ㊸の地点 ㊷の地点から 189 度 06 分 26 秒 1.33 メートルの地点
 ㊹の地点 ㊸の地点から 191 度 07 分 19 秒 5.96 メートルの地点
 ㊺の地点 ㊹の地点から 189 度 02 分 12 秒 5.09 メートルの地点
 ㊻の地点 ㊺の地点から 180 度 39 分 55 秒 2.59 メートルの地点
 ㊼の地点 ㊻の地点から 176 度 00 分 16 秒 0.86 メートルの地点
 ㊽の地点 ㊼の地点から 169 度 10 分 42 秒 2.08 メートルの地点
 ㊾の地点 ㊽の地点から 152 度 16 分 54 秒 2.00 メートルの地点
 ㊿の地点 ㊾の地点から 146 度 44 分 01 秒 1.50 メートルの地点

㊦の地点	㊦の地点から219度53分49秒94.84メートルの地点
㊧の地点	㊦の地点から272度08分39秒74.57メートルの地点
㊨の地点	㊧の地点から271度54分28秒230.10メートルの地点
㊩の地点	㊨の地点から2度05分23秒80.35メートルの地点
㊪の地点	㊩の地点から271度26分40秒20.24メートルの地点
㊫の地点	㊪の地点から271度53分30秒92.16メートルの地点
㊬の地点	㊫の地点から1度53分34秒120.40メートルの地点
㊭の地点	㊬の地点から271度53分30秒158.28メートルの地点
㊮の地点	㊭の地点から1度53分34秒521.56メートルの地点
㊯の地点	㊮の地点から91度53分34秒430.51メートルの地点
㊰の地点	㊯の地点から49度34分00秒1.87メートルの地点
㊱の地点	㊰の地点から50度44分15秒22.65メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から2度31分43秒35.91メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から4度15分40秒41.90メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から1度53分25秒11.00メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から89度06分53秒11.01メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から93度57分35秒18.46メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から106度51分37秒2.36メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から200度15分36秒0.53メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から284度08分10秒1.67メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から193度08分35秒6.10メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から100度17分32秒1.62メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から184度59分53秒9.50メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から183度34分45秒10.44メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から173度26分09秒5.03メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から170度41分15秒10.00メートルの地点
①の地点	㊿の地点から158度34分46秒39.02メートルの地点
②の地点	①の地点から171度11分12秒12.43メートルの地点
③の地点	②の地点から197度35分57秒40.74メートルの地点
④の地点	③の地点から184度46分43秒23.92メートルの地点
⑤の地点	④の地点から184度46分43秒0.66メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から246度10分15秒56.93メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から233度16分44秒6.39メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から215度19分46秒10.24メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から196度59分04秒11.18メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から177度19分59秒182.36メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から171度42分57秒7.99メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から148度14分27秒6.01メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から127度35分03秒6.83メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から107度46分31秒9.81メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から106度05分34秒51.28メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から99度04分18秒4.03メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から125度37分48秒153.20メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から136度28分17秒100.02メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から167度13分23秒2.20メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から203度37分50秒14.30メートルの地点

(3) 面積

363,639.44平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地, 緑地及び道路用地

鹿児島県告示第252号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

令和 6 年 3 月 26 日

西之表港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 承認年月日

令和 6 年 3 月 14 日

2 承認を受けた官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 森戸義貴

3 埋立区域

(1) 位置

西之表市西之表字中島6816番49の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 西之表市西之表字鉄砲場6716番2の国土地理院測候所四等三角点（北緯30度44分21秒3158，東経130度59分30秒1301）（以下「基点」という。）から207度19分08秒487.42メートルの地点

②の地点 ①の地点から1度53分25秒60.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から271度53分26秒180.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から1度53分21秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から91度54分13秒2.80メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から181度53分16秒10.20メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から91度53分26秒197.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から181度53分26秒49.80メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から271度53分28秒17.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から181度53分28秒30.00メートルの地点

(3) 面積

4,662.60平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西之表市西之表字中島6816番49及び同市西之表字洲之崎6861番2の地内並びに同市西之表字中島6816番49，同市西之表字洲之崎6861番2，同市西町49番5及び同市西町49番7の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 基点から200度09分09秒341.79メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から182度04分34秒398.02メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から271度54分46秒259.81メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から2度05分23秒80.35メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から271度26分39秒20.24メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から181度50分29秒31.46メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から271度53分34秒72.72メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から1度53分33秒68.81メートルの地点

㊸の地点 ㊿の地点から271度53分31秒154.28メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から1度53分34秒459.66メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から91度53分33秒36.19メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から1度55分38秒1.16メートルの地点

- ㊸の地点 ㊸の地点から91度53分34秒189.42メートルの地点
 ㊹の地点 ㊹の地点から181度52分35秒1.16メートルの地点
 ㊺の地点 ㊺の地点から91度53分34秒178.69メートルの地点
 ㊻の地点 ㊻の地点から177度19分59秒133.98メートルの地点
 ㊼の地点 ㊼の地点から171度42分57秒7.99メートルの地点
 ㊽の地点 ㊽の地点から148度14分22秒6.01メートルの地点
 ㊾の地点 ㊾の地点から127度35分10秒6.83メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から107度46分31秒9.81メートルの地点
 ㊽の地点 ㊽の地点から106度05分34秒51.28メートルの地点
 ㊾の地点 ㊾の地点から99度04分18秒4.03メートルの地点

(3) 面積

254,294.76平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

大隅地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和6年3月26日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にしはら太陽の子	鹿屋市今坂町12440番地6	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	令和5年12月31日	放課後等サービス

大隅地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年3月26日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にしはら太陽の子	鹿屋市今坂町12440番地6	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405番地47	郷原 建樹	令和6年1月1日	放課後等サービス

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年3月26日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いっぼ	曾於市末吉町上町四丁目10番地	一般社団法人ハルナ	曾於市末吉町上町四丁目10番地	栗木 恵子	令和6年2月29日	就労継続支援B型

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,365台
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 6 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 6 年 4 月 19 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供できることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年3月26日から同年4月5日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

令和6年5月9日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月10日午前10時30分

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎7階)7-政-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和6年4月5日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2393

ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Laptop computer for general working:1,365

- (2) DELIVERY PERIOD:

30 September 2024

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 9 May 2024

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Digital Promotion Division

Policy Planning and Coordination Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

.....

環境影響評価法に基づく環境影響評価書の作成及び縦覧

環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 21 条第 2 項及び第 25 条第 1 項第 2 号の規定により、環境影響評価書 (以下「評価書」という。)を作成したので、次のとおり公告し、評価書、これを要約した書類及び同法第 24 条の書面 (以下「評価書等」という。)を縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 事業者の名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
鹿 児 島 県
 - (2) 代表者の氏名
鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一
 - (3) 主たる事務所の所在地
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 2 対象事業の名称, 種類及び規模
 - (1) 名称
屋久島空港滑走路延伸事業
 - (2) 種類
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
 - (3) 規模
延長前の滑走路の長さ 1,500メートル
延長後の滑走路の長さ 2,000メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域
熊毛郡屋久島町小瀬田
- 4 関係地域の範囲
熊毛郡屋久島町小瀬田
- 5 評価書等の縦覧の場所, 期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
鹿 児 島 県 土 木 部 港 湾 空 港 課 及 び 熊 毛 支 庁 屋 久 島 事 務 所 建 設 課 並 び に 屋 久 島 町 役 場 政 策 推 進 課 及 び 各 出 張 所
 - (2) 縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 25 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
奄美市名瀬大字浦上字緑1142番の一部, 字又ノ田1306番 6, 1306番 8, 1310番の一部, 1311番の一部, 1314番 1 の一部, 1314番 3, 1314番 5, 1314番 6, 1314番 7, 1314番 9, 1318番 1, 1318番 6, 1318番 7, 1322番 5, 1323番 1, 1323番 2, 1323番 3, 1324番 1 の一部, 1324番 2, 1324番 3, 1324番 4, 1324番 5, 1324番 6, 1325番 1, 1327番 1, 1327番 6 及び1327番 7 並びに宇陪畑1328番の一部, 1329番 1 の一部, 1329番 2, 1329番 3 及び1329番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿 児 島 市 錦 江 町 23 番 4 号
株式会社日本観光
代表取締役 市丸隆二郎

公安委員会告示

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 告 示 第 33 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は, 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和

60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pラブ嬢3H1YZ6	株式会社アムテックス	3P1751
ぱちんこ遊技機	P貞子FMD	株式会社藤商事	3P1869
ぱちんこ遊技機	Pデジハネエウレカセブンハイエボ2SSPB	サミー株式会社	310633
ぱちんこ遊技機	P頭文字D2GFPG	株式会社銀座	410041
ぱちんこ遊技機	P魔法少女まどか☆マギカ3LM3	株式会社オッキー.	3P1891
回胴式遊技機	SバハマA3-30	株式会社アムテックス	330688
回胴式遊技機	Lスマスロ真北斗無双FS	株式会社ロデオ	3S1512
回胴式遊技機	SニューパルサーSP4SLE8	セブンリーグ株式会社	330606
回胴式遊技機	L新・必殺仕置人KC	京楽産業. 株式会社	3S1852
回胴式遊技機	Lストリートファイター5ZD	株式会社エンターライズ	4S0055
回胴式遊技機	S沖シーサーKY1-30	株式会社ヤマ	3S1888